

# 業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和4年9月16日開催 全国信用組合中央協会]

## 1. 事業者支援について

- これまで、各金融機関においては、資金繰り支援をはじめとする事業者支援に大変な尽力をいただき、感謝申し上げます。
- コロナの影響に加え、ロシアのウクライナ侵略に伴う物価高騰等により、国内外の経済の先行きに対する不透明感が大きく高まっている。政府としては、2022年9月8日に「中小企業活性化パッケージNEXT」を新たに策定・公表し、9日に事業者支援の徹底について、改めて要請させていただいた。こうした要請も踏まえ、経済情勢の変化を受けて厳しい状況に直面する事業者に対する引き続きの資金繰り支援や、今後、ゼロゼロ融資の返済が本格化していくことを見据えた経営改善・事業再生・事業転換支援等をはじめ、事業者の実情に応じた支援に、引き続き積極的かつ丁寧に取り組んでいただきたい。
- その際には、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」のほか、地域経済活性化機構（REVIC）や中小企業基盤整備機構等のファンドの活用、中小企業活性化協議会等の外部支援機関との連携などを含めて、事業者に最大限寄り添った支援に取り組んでいただくことを期待している。  
金融庁としても、こうした事業者支援の取組みについて、フォローアップをしていきたい。

## 2. 持続可能な経営の確立について

- 信用組合の持続可能な経営の確立について、地域金融機関が地域経済の回復・成長に貢献していくためには、地域金融機関自身が、経営基盤を強化し、持続可能なビジネスモデルを確立していただくことが重要である。こうした観点から、金融庁としても、関係法令の改正などの環境整備を実施した。

- このほか、金融庁では、地域や信用組合自らの課題とその解決に向けた取組みの参考となるよう、金融庁や財務局のヒアリングを通じて得られた創意工夫ある取組み、具体的には、事業者支援や地域活性化・課題解決の取組み、収益向上に向けた取組みなどについて、「取組事例集」として還元した。
- 信用組合は、相互扶助の理念の下、人と人とのつながりを起点としたサービスを提供する金融機関であると承知。

信用組合においては、事業者との日々のコミュニケーションを通じ、経済情勢の変化を受けて厳しい状況に直面する事業者の多様なニーズに対し、必要に応じて、規制緩和によって営むことが可能となった業務や中央機関のサポート等も活用しつつ、融資やコンサルティング等の幅広い支援を通じて地域課題の解決に貢献するとともに、自らも持続可能な経営を確立していただくことを期待している。

### 3. 新しい資本主義について

- 岸田政権においては、「新しい資本主義」を掲げる中で、成長と分配の好循環を実現するとともに、社会課題を解決し、持続可能な経済を実現していくことを目指している。これらの推進には、金融面からのサポートが重要であり、金融の果たす役割への期待は、ますます高まっているところ。
- 金融庁では、気候変動等の社会的課題の解決に資する金融、すなわち、サステナブルファイナンスの推進に向けた取組みに注力している。2022年7月12日、顧客企業への支援の具体的な進め方を含む「金融機関における気候変動への対応についての基本的な考え方」を公表したが、信用組合におかれては、気候変動の分野においても事業者支援を積極的に進めていただきたい。
- また、スタートアップの育成は、日本経済のダイナミズムと成長を促し、社会的課題を解決する鍵であり、金融庁としても、スタートアップ等が事業全体を担保に金融機関から成長資金を調達できるよう、「事業成長担保権」の早期制度化に向けた検討を進めていく。
- さらに、「新しい資本主義」の実現に向けては、人的投資も欠かせない。人件費を単にコストと捉えるのではなく、人的投資と捉えた上で、人的投資が

持続的な価値創造の基盤となることを認識することが重要である。事業者支援や持続可能な経営の確立に向けた取組みを進めていただく上で、地域金融機関自身の人的資本はその基盤となるものであり、人的投資や人材育成の取組みについても対話を進めていきたい。

#### 4. 金融行政方針について

- 地域金融機関については、優秀な人材、地域からの信頼、地域におけるネットワーク等を有し、ポストコロナの地域経済の成長を支えて頂くべく、今事務年度の主な方針を「金融行政方針」に明記したところ。
- 特に、協同組織金融機関については、会員・組合員を通じて地域により深く根差しているという特性を活かして、中小・零細事業者の多様なニーズに応じた支援を通じて地域課題の解決に貢献し、自らも持続可能な経営を確立していただきたい、という期待を込めて記載したものの。
- 具体的には、「実績と作業計画」において、
  - ・ コロナの影響の長期化に加え、デジタル化や気候変動への対応など、多様化する事業者のニーズに応じた支援の状況を確認。こうした支援の一助となるよう、関係省庁等と連携した事業者支援に関する施策の周知、浸透や、先進的な事例の横展開
  - ・ 金融仲介機能の発揮と健全性の維持の両立に向けたガバナンスの発揮に係る経営陣等との対話。人的投資や人材育成の取組みを促進するための対話
  - ・ 経済や市場環境が変動する中、適切なリスク管理が行われているかについて、信用・市場リスクの見通し等を踏まえたモニタリングを実施。また、早期警戒制度の枠組み等に基づき、早め早めの取組みを促進
  - ・ 新規業務に係る許認可等に関し、金融庁及び財務局・財務事務所の連携強化による監督業務の効率化により、協同組織金融機関の自主的な取組みを後押し

- ・ 中央機関については、経営・業務サポートの役割発揮にくわえ、協同組織金融機関間や他の支援機関等との結節点として、協同組織金融機関による地域課題の解決に資する取組みへの支援を促進
- ・ コロナの影響を受けた事業者を支援するための枠組みである金融機能強化法のコロナ特例について、協同組織金融機関から申請がなされた場合には、法令の趣旨を踏まえ適切に対応

することを主な方針として記載している。

- 信用組合におかれては、「金融行政方針」に加え、還元した「信用金庫・信用組合取組事例集」を、事業者等に一番近い現場職員を含め、役職員の方々に目を通して参考にさせていただき、地域の活性化や組合員へのさらなる支援に取り組んでいただきたい。また、2022 事務年度においても、積極的な取組みについて、各種ヒアリングや意見交換等を通じて紹介いただきたい。

#### 5. 中小企業活性化パッケージ NEXT の公表について

- 新型コロナウイルス感染症等に係る資金繰り等の事業者支援について申し上げます。足元、コロナの長期化や物価高等で、依然として資金繰りに苦しんでいる事業者がいる一方、ポストコロナを見据えた前向きな取組みへの資金需要が増加するなど、必要となる支援にも徐々に変化がみられている。
- こうした中で、経済産業省・金融庁・財務省においては、事業再構築などの前向きな取組みに対する資金需要に応えるとともに、ポストコロナへの段階的移行を図りつつ、資金繰り等の事業者支援の継続・拡充を図るため、本年3月に策定・公表した「中小企業活性化パッケージ」の取組みを更に加速させた「中小企業活性化パッケージ NEXT」を9月8日に新たに策定・公表した。
- 同パッケージ NEXT では、
  - ・ 日本公庫等のゼロゼロ融資が9月末に終了する一方で、伴走支援型特別保証の拡充や、借換保証など中小企業の返済負担軽減策の検討を行うなど、資金繰り支援の拡充を図りつつ、

- ・ 金融機関との連携による REVIC 等のファンドの活用促進や、経営者の破産回避に向けた取組みの促進など、中小企業の収益力改善・事業再生・再チャレンジの総合的支援をさらに加速するための追加措置、

などを盛り込んでいる。なお、同パッケージ NEXT の公表を受け、2022 年 9 月 9 日、改めて要請文を発出したところであるが、金融機関におかれては、引き続き、同パッケージ施策も活用した事業者支援の徹底をお願いしたい。

- なお、最近、一部の事業者からは、金融機関の融資姿勢について、「営業黒字でないと追加融資を受けられない」「売上が回復していない中でもコロナ特例リスケの期限到来とともに返済を求められる」「人事異動で支店の担当者が交代してしまい引継ぎがちゃんとなされていない」といった声も寄せられている。
- 各金融機関におかれては、それぞれの事業者の現下の決算状況・借入状況や条件変更の有無等の事象のみで機械的・硬直的に判断せず、官民金融機関等が密に連携し、事業者に最大限寄り添ったきめ細かな支援を行うよう、今回の要請事項とともに、営業現場の第一線の職員まで改めて周知・徹底していただきたい。

## 6. 経営者保証に依存しない融資慣行の確立について

- 「中小企業活性化パッケージ NEXT」においては、個人保証に依存しない融資慣行の確立に向けた施策を本年内に取りまとめることについても盛り込んでいる。
- 先般公表した金融行政方針にも、経営者保証について、金融庁として、あらゆる方策を講じていく旨盛り込んでいるところであり、今後、意見も伺いながら、具体的な方策を検討していきたい。

## 7. REVICareer (レビキャリア) への個人登録開始について

- 8 月 26 日、REVIC に整備した人材プラットフォーム「REVICareer (レビキャリア)」(※) において、大企業社員の個人登録を開始した。

(注) レビキャリアには、地域での活躍を考える大企業人材と、求人ニーズを有する地域企業が登録されており、地域金融機関の人材仲介機能（取引先への人材紹介）を後押ししている。

レビキャリアへの大企業社員の登録は、これまで大企業の人事部経由での登録に限定されていた。

- REVICareer の人材登録については、金融業界以外にもさまざまな業種の大企業人事部署に働きかけを行ってきたところ、一部の大企業から「登録したいと考える社員がいても人事部経由では手があがらない」といった声があがっており、社員個人による登録が可能となるようシステム改修を行ったもの。
- 個人登録開始により、REVICarrer の充実が進むものと期待しており、各金融機関におかれては、地域企業より寄せられた経営人材ニーズに応じていくにあたり、引き続き、REVICarrer の活用も検討いただきたい。

## 8. 人材仲介に関する金融庁特設ページ・相談窓口（人財コンシェルジュ）の開設について

- 2022年8月26日、金融庁ウェブサイト内に人材仲介に関する特設ページを設置し、地域金融機関から人材仲介に関する相談・照会等を受け付ける「人財コンシェルジュ窓口」も開設した。
- 特設ページでは、人材仲介業務に関する資料等を掲載しており、今後、人材仲介業務の導入や強化を検討されている金融機関におかれては、確認いただきたい。

## 9. 金融機関におけるカーボン・クレジット取引等の取扱いについて

- 気候変動対策への世界的な要請の高まりに伴い、カーボンニュートラルの実現に向けて、民間主導によるボランタリークレジットを中心にカーボン・クレジット取引が国際的に活発化している。例えば、世界におけるカーボン・クレジットの発行量は足元10年間で約10倍に増加している。

- 国内においても、東京証券取引所が、経済産業省の委託を受け、カーボン・クレジット市場に係る実証事業を行うこととなった。今回の実証事業では、2種類のカーボン・クレジットについて売買の実証が行われるが、このうち「Jクレジット」については、既に参加者登録や説明会が開始されており、9月22日に予定されている売買開始に向け準備が進められていると承知している。
- 金融機関がカーボン・クレジットを取り扱う場合には、業務範囲規制との関係で、取り扱おうとするカーボン・クレジットが「（算定割当量に）類似するもの」に該当するか整理が必要となる。この点、「Jクレジット」、「JCMクレジット」及び法令（外国の法令、米国州法を含む。）に基づくクレジットについては、「（算定割当量に）類似するもの」に該当すると考える。
- また、ボランタリークレジットを含むその他のカーボン・クレジットについては、金融機関自らが、「（算定割当量に）類似するもの」に該当するかどうかを的確に判断できるよう、金融庁としても環境整備を行い、カーボンニュートラルの実現に向けて積極的に貢献していく。

#### 10. 「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」に係る議事概要等の公表について

- 2022年6月28日、金融庁にて「障がい者団体と金融機関関係団体との意見交換会」を開催。意見交換会では、各障がい者団体から、「代筆・代読に関して内規に沿った形で対応するよう、研修会等を通じて行員に周知徹底してほしい」、「キャッシュカード紛失時等に電話リレーサービスによる本人確認を確実に受けられるようにしてほしい」、「障がい者の意見に配慮したシステム開発をしてほしい」といった意見・要望が出された。
- 8月10日、意見交換会の議事概要を金融庁ウェブサイトに公表しているので、参考にしていただき、一層、障がい者等に配慮した取組みを進めていただきたい。
- また、障がい者等に配慮した取組状況について、2022年3月末時点でのア

ンケート調査を取りまとめており、完了次第、結果を還元する予定。

#### 11. リースにより太陽光発電設備を設置している住宅等の取得に係る住宅ローンの与信審査について

- 2050年カーボンニュートラルの実現に向けては再生可能エネルギーの更なる導入促進が必要であり、政府では、2030年において新築戸建住宅の6割に太陽光発電設備が設置されることを目指すなど、住宅・建築物にも太陽光発電設備の設置を拡大すべく、各種の施策を講じている。また、住宅等への太陽光発電設備の導入は自家消費等により電力需給の改善や災害時のレジリエンス強化にも繋がりを有するものである。
- 太陽光発電設備の導入に関する費用については、昨今、住宅ローン等により自己負担するケースに加え、初期費用を軽減できるリース等を活用するケースも増えてきていると承知している。
- このような状況を踏まえ、リースにより太陽光発電設備を設置している住宅等の取得に係る住宅ローンの与信審査に関しては、金融庁として一律の対応を求めるものではないが、例えば、自家消費による電気代削減や売電収入等の側面についても考慮することなど、各金融機関それぞれにおいてご検討いただければ幸いである。

#### 12. 業態横断的なモニタリング方針等について

- 2022年8月31日、2022事務年度の金融行政方針を公表した。その中で、2022事務年度の業態横断的なモニタリング方針（例えば、信用・市場・流動性リスク管理、顧客本位の業務運営、マネロン対策等、サイバーセキュリティ対策、システムリスク管理等のモニタリング方針）や業種別モニタリング方針について記載している。金融行政方針を確認いただきたい。
- 金融庁としては、各項目について、データ分析や金融機関との対話を通じ、深度あるモニタリングを実施していきたいと考えている。効率的な運営に配慮するので、協力いただきたい。

### 13. 足元の金融経済情勢を踏まえた適切なリスク管理について

- 世界経済は、コロナの影響を受けて減退した需要の回復が見られる反面、インフレや地政学リスク等に起因する先行きの不透明感が続いている。また、金融市場においては、金利や為替をはじめ、不安定な動きが続いている。
- 足元においては、こうした状況が、例えば各金融機関が保有する外国債券の評価損の拡大や、外貨資金の調達費用の上昇といった形で、金融機関に影響を与えている。
- また、先行きについても、金融市場の変調が金融機関における有価証券運用や外貨資金調達に及ぼす影響、物価を含む経済動向が国内外の商流・企業業績に及ぼす影響、ひいては自己資本比率等の健全性指標に及ぼす影響について、様々なシナリオ・波及経路が考えられる。
- 各金融機関においては、これらのシナリオ・波及経路を丁寧に検討した上で、必要な定量的評価を行い、影響が顕在化した場合でも、財務の健全性を維持し、十分な金融仲介機能を発揮できるよう、適切に対応いただきたい。
- 金融庁としては、こうしたフォワードルッキングなリスク把握に欠かせないデータの管理状況を含め、各金融機関における適切なリスク管理やガバナンスの高度化について、引き続き、緊密に意見交換を実施し、金融システムの安定性を確保していく。

### 14. 顧客本位の業務運営に関する「金融事業者リスト」の公表について

- 2022年9月9日、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」）の採択等を行う金融事業者のリストを更新し、金融庁のウェブサイトで公表した。
- 当リストは、より良い取組みを行う金融事業者が顧客から選択されるメカニズムの実現を目指す観点から、原則を採択の上、原則との対応関係を明らかにした取組方針を策定し、それに基づいた取組状況を公表した金融事

業者の報告を取りまとめ、公表したものである。

- 一方で、金融事業者からの報告や公表内容を確認したところ、原則の文言を形式的になぞるだけで「自らの取組方針とそれに対応した取組状況が十分に示されていない事例」や「取組状況を踏まえた取組方針の見直しが行われていない事例」が認められるなど、顧客本位の業務運営の重要性や「見える化」の趣旨が十分に理解されていないことが窺われた。
- 実際、7～8月に、地域銀行との間で意見交換を行ったところ、
  - ・ 多くの先において、中期経営計画のリテールビジネス戦略と取組方針等とが整合的でない、
  - ・ 7割の先において、顧客の意見を補完し得る社外取締役を交えた議論が行われていない、
  - ・ 取組方針の内容が十分でないにも関わらず、原則と対応させるのみで十分な見直しを行っていない先も依然として少なくない、といった状況にあり、こうした状況は他業態も同様と考えている。

#### 15. 安定的な資産形成を目指す顧客に相応しくない商品の販売について

- 「金融行政方針」にも記載したが、一般の利用者から、安定的な資産形成を目指す顧客にはふさわしくない商品を金融機関が提案・販売しているといった相談が金融庁に寄せられている。
- 各金融機関から提出のあったデータからも実質手数料が不透明であったり、顧客による適切な投資判断が困難な商品が相当程度販売されていることを確認している。
- こうしたことは、多くの金融機関において、自らの取組方針の中で、「顧客に最善の商品の提案」や「手数料の透明化」を掲げていることと矛盾している可能性がある。こうした取組方針の記述が、実際の商品の販売や手数料の開示状況と整合的なのか、金融機関において自発的に確認しているかを重点的に検証する。

- また、販売手数料収益の月次動向をみると、四半期末ごとに大きく伸びる傾向が依然として見られている。こうした収益の数字作りと考えられる傾向は、取組方針と整合的なのか、営業現場の業績評価体系は適切なのかについても重点的に検証する。
- なお、リスク性商品を幅広く取り扱っている先については、商品間の相対的な評価が課題となる。取組方針の中で、「顧客に最善の商品の提案」や「利益相反の管理」と述べている以上、当然、商品ラインナップについて相応の選別がなされ、販売の際に利益相反が起きないような態勢が構築されるべきであり、この点について重点的に検証する。
- 最後に、こうした取組方針の実践状況の管理検証にあたっては、本部リテール部門などの第1線の現場任せにせず、経営陣や2線・3線が、その進捗状況を管理検証する態勢の構築が必要である。
- 現在、仕組債が問題と認識しているが、以上で挙げた問題と同様の課題は、仕組債以外の既存の商品や、今後現れる新たな商品でもありうる。金融庁が問題視した特定分野についてのみ受動的に後から対応するのではなく、むしろ金融庁に先んじて自発的に改善を図っていただきたい。

#### 16. 顧客本位の業務運営のモニタリング結果について

- 2022年6月30日に「投資信託等の販売会社による顧客本位の業務運営のモニタリング結果」を公表した。
- 本資料では、
  - ・ 一部の販売会社における創意工夫を背景に、顧客による販売会社の選択のメカニズムの実現が見られる一方、
  - ・ 多くの販売会社においては販売態勢面での実践や、取組方針等の「見える化」に課題があり、その背景には顧客本位の業務運営を経営課題として取り組んでいない可能性があること
  - ・ 仕組債についての商品性、販売体制の問題点を指摘した上で、取扱いを

継続する場合、そうした問題点について経営レベルでの議論が必要といった点を指摘している。

- 2022 事務年度のモニタリングの主要な観点は、
  - ・ 経営陣が長期的に持続可能な経営戦略を検討し、取組方針において、その内容を明確化・具体化しているか
  - ・ 取組方針が営業現場に定着し成果が出ているかといった点を考えている。
- 引き続き、顧客本位の業務運営の実現に向けて、対応いただきたい。

#### 17. マネロン対策等に係る広報について

- 金融機関が継続的顧客管理を適切に実施していくためには、一般利用者の理解と協力が不可欠であることから、金融庁においては、各業界団体との連名チラシの作成や、ラジオ CM の配信などの政府広報、オンライン広告の配信等を通じて、積極的に情報発信を行っているところ。
- 2022 年 3 月に実施したオンライン広告の配信では、金融庁のウェブサイトへのアクセスが増加するなど効果を確認できたため、2022 年 9 月 15 日から再度、オンライン広告を実施している。効果的な配信に向けて各協会から頂戴した意見も反映した、確認いただきたい。

#### 18. サイバーセキュリティの強化について

- 金融行政方針で記載したモニタリング方針に沿って、金融機関のサイバーセキュリティの強化を促していきたいと考えているが、その一環として、今年も 10 月にサイバーセキュリティ演習 (Delta Wall VII) を実施予定。参加金融機関におかれては、経営層も積極的に参加いただき、サイバー攻撃の検知、顧客対応、業務復旧など、コンティンジェンシープランが実効性のあるものとなっているかを確認いただきたい。

- 先般、協会を通じて依頼した「サイバーセキュリティに関する点検票」に基づく自己評価については、現在、日本銀行・金融庁で自己評価結果を集約中。今後、他の金融機関対比での自組織の位置付けなどに関する情報を還元予定（10月以降）。

#### 19. 経済安全保障推進法について

- 2022年5月11日、第208回通常国会にて経済安全保障推進法が成立。同法の4本柱の一つとして、基幹インフラ役務の安定的な提供の確保に関する制度が措置されている。同制度では、金融を含む基幹インフラの事業者は、その重要設備の導入等に当たって事前審査が求められる。
- 対象事業者の指定基準や重要設備の範囲など制度の詳細については、今後、規制の対象を最小限にするという制度趣旨を念頭に、業界からのヒアリングを通じて、業務の実態を踏まえて検討される。
- なお、同法の規制対象としては、一般的には、中小規模の事業者は想定されていないことに留意されたい。

#### 20. 2022 事務年度金融行政方針の公表について（概要、サステナブルファイナンス）

- 2022年8月31日、2022事務年度の金融行政方針を公表した。これは、毎年、事務年度のはじめに、金融庁として進める施策の方向性を明らかにするもの。
- 本方針についても、これまで同様、これを材料として、様々な対話を活発にしていきたいと考えており、今後、各地域で開催される予定の業務説明会にて説明や対話を行う予定である。それ以外にも、もし、本方針について説明してほしい、あるいは、本方針のこのテーマを議論したいといったニーズがあれば、声をかけていただきたい。
- 本方針の内容は、3本柱で構成しており、

- ・ 第一に、コロナやロシアのウクライナ侵略の影響により先行きが不透明となる中、金融機関による事業者支援の取組みやそのための能力向上を後押し、事業全体に対する担保制度等の環境整備を行うとともに、利用者目線に立った金融サービスの普及や金融機関の経営基盤の強化を促していくこと、
- ・ 第二に、気候変動問題への対応、デジタル社会の実現、スタートアップ支援といった様々な社会課題解決を新たな成長へと繋げるために金融面での環境整備を行うとともに、年末に「資産所得倍増プラン」を策定することも踏まえ、「貯蓄から投資」へのシフトを進め、成長の果実が国民に広く還元される好循環を実現する施策を検討・実施すること、
- ・ 第三に、内外の環境が大きく変化する中、職員の能力・資質の向上を図るとともに、国内外に対する政策発信力を強化すること、

などを盛り込んだ。

○ 本方針の内容の中から、サステナブルファイナンスの推進について述べたい。

○ このテーマについては、今回、下記の参考にある5点の取組みを今後の施策として盛り込んだが、特に、3点について述べると、

- ・ 1つ目は、2050年カーボンニュートラルに向けた金融機関と企業の協働の促進である。このため、新たに検討会を設置し、移行計画の策定と着実な実践に資するよう、企業と金融機関の対話の活発化に向けた方策について議論を行う。
- ・ 2つ目は、多様な投資家をインパクト投資へ呼び込み、サステナビリティの向上に向けた企業の取組みを促すことである。これに向け、2020年より金融庁が共催している「インパクト投資に関する勉強会」を発展させた検討会を新たに設置し、投資のインパクトに関する計測手法について、その実務上の具体化等について議論を進める。
- ・ 最後に、アセットオーナーにおける資産運用の高度化である。投資先企業の成長と受託財産の持続的拡大を図るため、アセットオーナーが、運用

方針において ESG 要素を如何に考慮していくかについて知見を高めることが重要であり、まずは、そうした運用を行う上でどのような課題があるかについて、関係者と連携し、把握していく。

- このうち、1 点目の検討会については、信用組合が「相互扶助」の理念のもと、個々の顧客に寄り添って脱炭素支援を進めていただくことは、持続可能な地域社会の実現に繋がり得ると考えている。この点に関して参考になる事例や課題を明らかにし、課題に応じた具体的な方策や支援事業等を議論していくこととしている。この検討会なども含めて、様々な場面で、こうした事例や課題について、忌憚なく情報提供いただきたい。

(参考) 2022 事務年度金融行政方針「サステナブルファイナンスの推進」の主な記載

(1) 開示の充実

- TCFD 開示の質と量の充実を促すとともに、有価証券報告書に、サステナビリティ情報を一体的に提供するための記載欄を新設
- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、SSBJ の法令上の位置づけ等について検討

(2) 市場機能の発揮

- アセットオーナー（年金基金等）に対し、投資先企業の成長の促進と自らの受託資産の持続的増大を両立するための課題等を把握
- 資産運用会社における態勢構築や開示の充実等を図るため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正
- ESG 評価・データ提供機関向けの行動規範（～9 月 5 日まで市中協議）を最終化
- 日本取引所グループの ESG に関する情報プラットフォームの拡充
- GX 経済移行債（仮称）を含む GX 投資のための 10 年ロードマップの策定や GX リーグの稼働に向け、積極的に貢献
- カーボン・クレジット市場の整備に向け、取引の適切な価格形成を図る観点から金融機関が果たせる役割を検討

(3) 金融機関の機能発揮

- 2050 年カーボンニュートラルと統合的で科学的な根拠に基づく移行計画の策定と着実な実践に資するよう、検討会を設置し、企業と金融機関の対話と

実践のためのガイダンス（仮称）を策定

- ▶ 地域金融機関による企業支援を推進
- ▶ 気候変動による事業影響を実務的に把握できる粒度のデータセットやその活用方法等について取りまとめ
- ▶ 自然災害リスクへの対応における保険の役割等について、各国監督当局と議論

(4) インパクトの評価

- ▶ 投資によるインパクトの実務的な計測手法等について、新たに検討会を設置し、年度末までに取りまとめるとともに、気候変動関連のインパクト評価の枠組み策定に向けて、関係省庁と連携を深め、クライメートテック企業に対する投資を円滑化

(5) 専門人材の育成等

- ▶ 金融関係団体等と連携し、サステナビリティに係る資格試験の創設等を推進するほか、ESG 投資に必要な知見・技能とそれを獲得する手段等（スキルマップ）を見える化。大学等における金融関係の講座や教材の提供等を検討
- ▶ 生物多様性も含めた自然資本について、国際的な議論、民間の動向把握を通じて金融への影響や金融の役割を考察

## 21. 資産運用業高度化プロセスレポートについて

- 金融庁は、2020年・2021年に続き3回目となる「資産運用業高度化プロセスレポート2022」を5月27日に公表した。今回のレポートの主要なメッセージのうち、3点を紹介する。
- 第一に、顧客利益最優先で運用商品の組成・提供・管理が行えているのかというプロダクトガバナンスのあり方についての問題提起。
  - ・ 今回、国内株アクティブファンド444本の時系列データを分析したところ、約半数において信託報酬等のコスト控除後の超過リターンの推計値がマイナスとなっており、パッシブ投資よりもパフォーマンスが劣る結果となった。超過リターンの推計値が有意にマイナスとなったファンド32本を見ると、大手資産運用会社のファンドが多くを占め、独立系の資産運用会社のファンドは見られない。

- ・ 大半の大手資産運用会社の商品ラインナップには、中長期的にアルファがマイナスとなっていると考えられるファンドが存在しており、商品組成後の品質管理に問題が認められる。各金融機関においても、こうした状況を十分に認識いただき、系列運用会社の商品の品質管理に目配りいただきたい。
  - ・ 加えて、販売会社として、顧客利益の観点から、パフォーマンスの低いファンドについて、併合や繰上償還への協力、コスト水準の適正化を検討いただきたい。
- 第二に、近年増加している ESG 投信に関するグリーンウォッシュ問題への対応について。
- ・ 金融庁が 2021 年末に行った調査・分析を踏まえ、今般、運用会社向けに「ESG 投信を取り扱う資産運用会社への期待」を整理した。
  - ・ 今後も、資産運用会社の対応のモニタリングを継続し、2023 年 3 月末を目途に、ESG 投信に関する考え方等を「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」に明示する予定。顧客が投資商品の内容を誤解することなく正しく理解し、適切な投資判断を行えるよう、顧客と接点を有する販売会社の立場からも、この期待事項を参考にしつつ、運用会社の組成する ESG 投信を検証の上、販売いただきたい。
- 第三に、その他の論点として、仕組債やファンドラップ、アセットオーナー（企業年金）等についての分析や課題提起を行った。
- ・ 仕組債やファンドラップについても、顧客利益に照らし、コストに見合ったリターンになっているのかという観点から、商品性について改めて検討いただきたい。また、仕組債については、取扱金融機関各社や業界団体が自主的にデータを集計して定期的に公表するとともに、重要情報シートで組成・販売それぞれの実質コストを開示するなど、顧客向けの情報提供を充実させていくことが重要。
- 金融庁としては、「貯蓄から投資」への大胆かつ抜本的なシフトに向けて、資産運用の高度化に係る様々なステークホルダーと対話を継続してい

く所存であり、各金融機関からも積極的に提案いただきたい。

## 22. 7月 G20 財務大臣・中央銀行総裁会議について

- 2022年7月15日から16日にかけて G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催され、世界経済や金融セクターに関する論点等が議論された。今後10月に財務大臣・中央銀行総裁会議が、11月に首脳会議が開催される予定。
- 今回の会合後には、議長国インドネシアから、会議における各国の意見や広く支持を得た内容をまとめた「G20 議長サマリー」が公表された。主なポイントは次の通り。
  - ・ サステナブルファイナンスについては、傘下のサステナブルファイナンス作業部会（SFWG）を中心に議論が進展していることが歓迎された。SFWGでは、トランジションファイナンスに関するハイレベル枠組みや、金融機関のネットゼロに向けたコミットメントの信頼性向上に関する作業が続けられており、10月の大臣総裁会議に報告される予定。
  - ・ 金融規制やシステムに関する論点については、暗号資産に対する強固な規制・監督に向けたFSBの進行中の作業が歓迎された。作業の結果は、10月のG20大臣総裁会議に報告される予定。また、FATF（金融活動作業部会）の暗号資産に関する基準、特にトラベルルールを効果的に実施することが支持されている。

（以上）